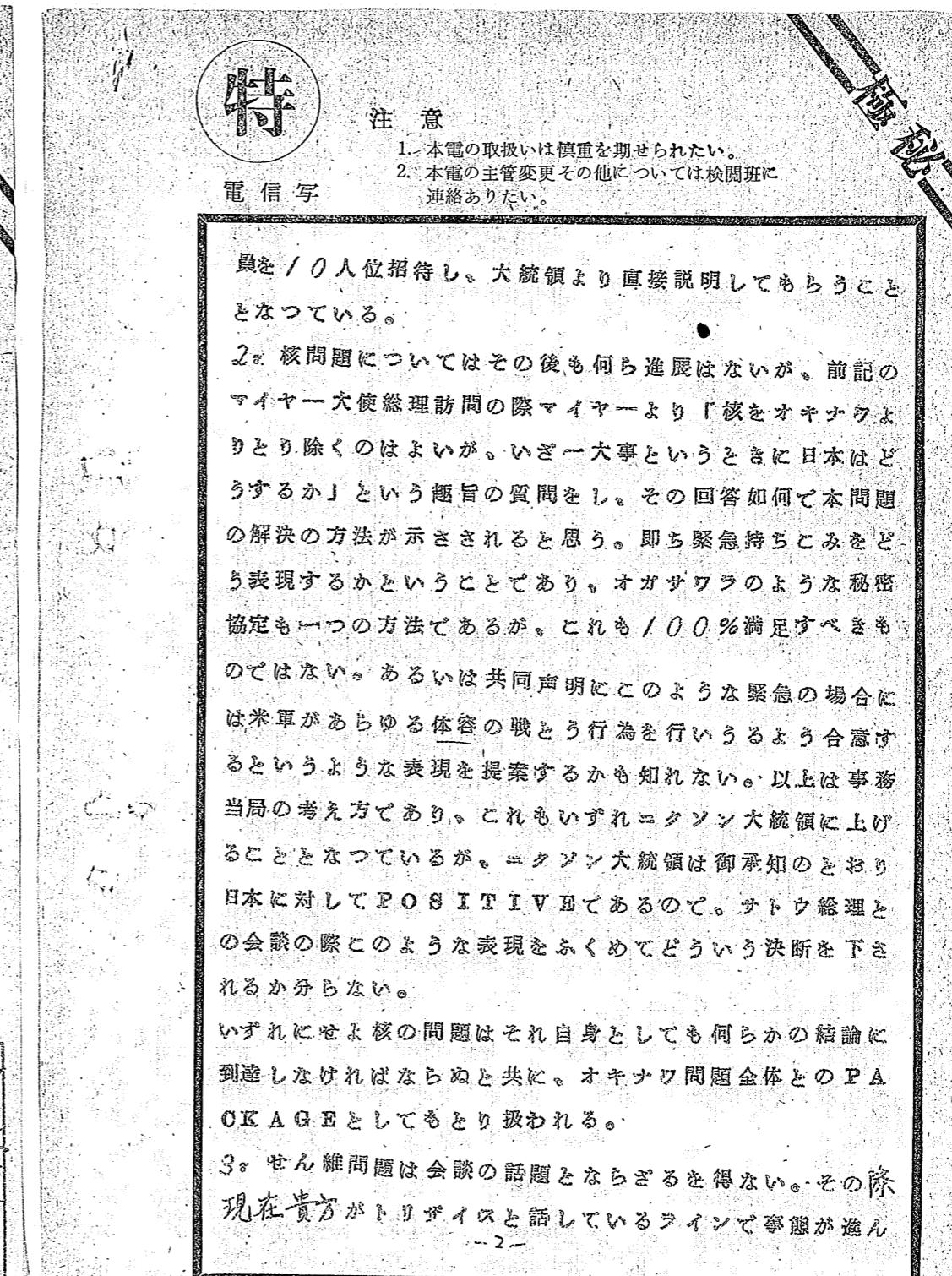
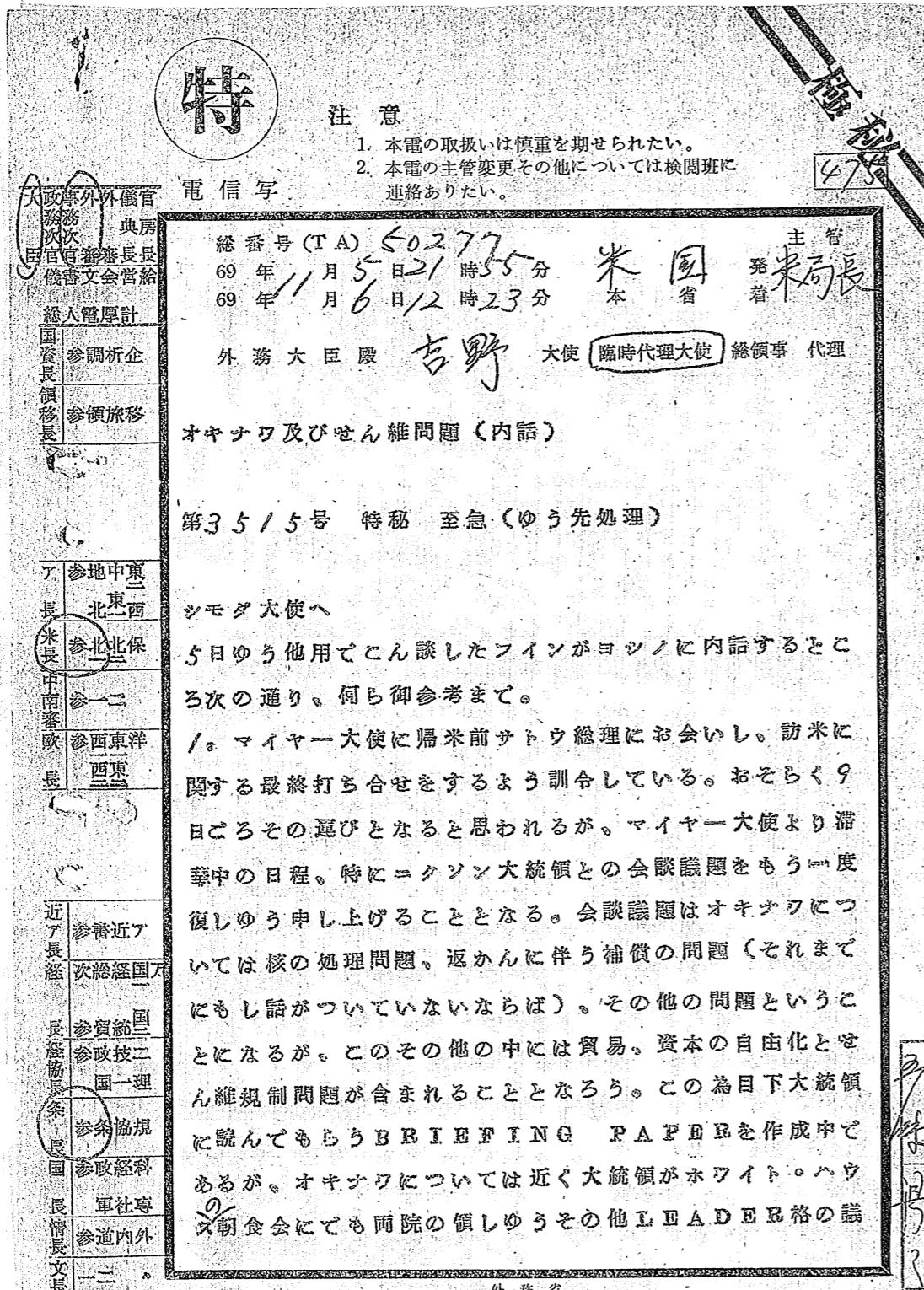


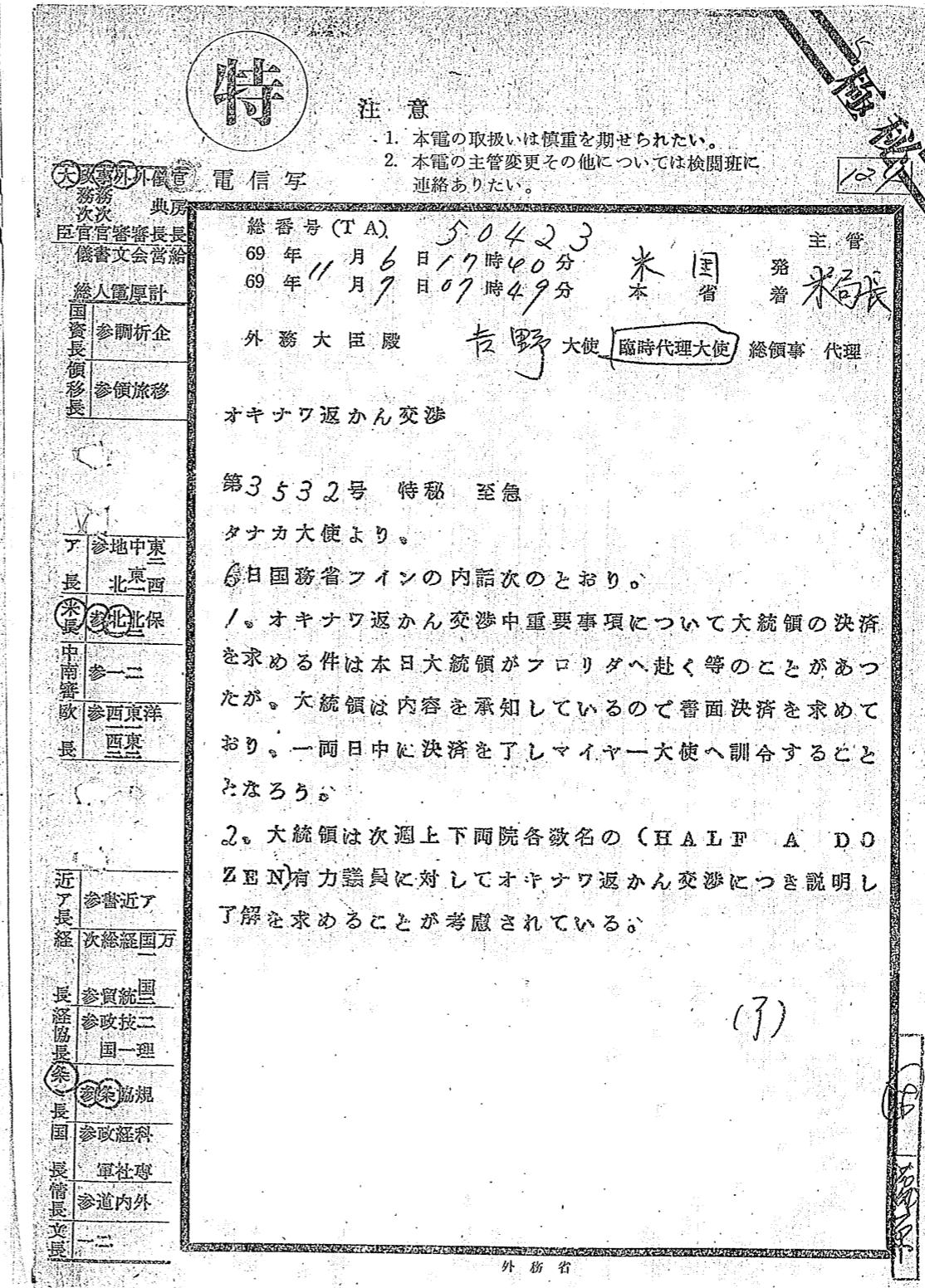
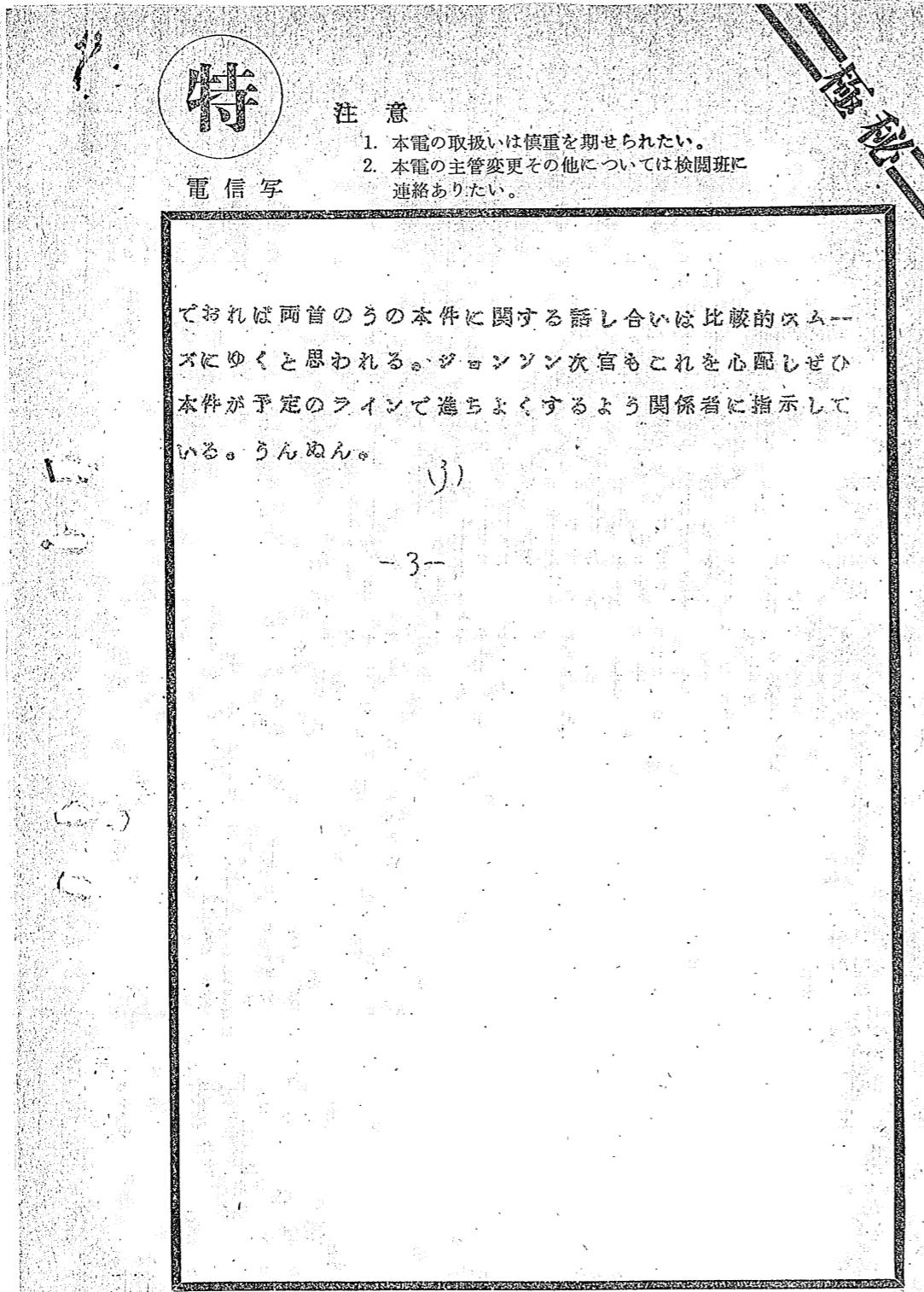
琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 10

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43785

朱子語類卷之三十一





注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

大蔵省外務省
次次
臣官官審議長
議會文會常務
總人電厚計
國資參調企
長領移
參領旅移
長

總番号(TA) 50458
69年11月6日20時45分
69年11月7日12時07分
米國主管
本省發着
米北/

外務大臣殿 吉野大使 临时代理大使 総領事 代理

オキナワ問題(日本部長内話)

第3543号 ~~機密~~ 至急(ゆう先処理)

6日フイン日本部長がキウチに語るところ次の通り。

1. 本6日ゆう、ロジャース長官は、大統領と共にそのせいよう先であるフロリダに赴く。同長官は(1)、サトウ総理と会談するマイヤー駐日大使に対する訓令案。(2)、日米コミュニケ案。(3)、核の問題に関するペーパー。(4)、大統領が早急に(総理訪米前)、議会の領しゆうと会われ、オキナワ交渉経過について説明の要がある旨要望するペーパーの4文書を携行。フロリダ滞在中に大統領の決裁を求めるとしている。

2. マイヤー大使に対する訓令案は決裁を得次第第一回日本に東京に訓令することとしている。その二つ目は、

(1)、アジアにおける日米の軍事能力を保持することが如何に重要であるか。

(2)、「核」に対する日本の感情。国内事務は了解するところであるが、他方、抑止力として大事であり、緊急の場合に「核」をどうするか。

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

(3)、オキナワの財政問題をどう処理するか。
(4)、国際収支不均の正の問題を中心とする日米両国の貿易問題。

(5)、せん維問題の為に大統領が如何に困難な事態にあかれているか。従つて、日本からのせん維の流入をくい止め、如何なる方策を見出しえるか。の諸問題につき総理に御説明申上げようとするものである。

3. 大統領の決裁をあおぐ日米コミュニケ案は、これまで日米間でせつしようしてきたオキナワ部分の他に、(1)、安保条約につきより明確に触れること。(2)、せん維を含む日米貿易問題に言及すること。(3)、軍縮(日A五T、NPT)についての条項を含むものである。

(右に付し当方より、あと一週間かかる所はなんどに合意に達することは容易ではないと懸念する旨指摘したところ。先方は次の通り述べた)。

目下の案文では貿易の問題で日本側としてのめない条項もあり得ようが、あと一週間あれば十分に相談づくで了解に達し得るものとらつ観する。

シモダ大使とジョンソン次官の10月31日の会談で核に関する米側の反対提案作成の可能性が論議されたが、現段階では、文書による反対提案作成に至るかどうか未だ見当がつかない。核については、緊急事には日米双方にとり

一 2 -

外務省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

共通した危険であるとの認識の下に行動するといつたような主旨の条項が追加されれば、目下の日本案に異存はない。

4. 総理と大統領の会談では、(1)国際情勢の展望(2)オキナワ(核、財政)、(3)日米のアジア政策(ポストVME、経済協力)、(4)両国通商問題(せん維、B.P.)を議題にするととて日米間の話合いは進んでいるが、米側としては、会談の冒頭に日米関係の重要性をあらためて強調。意見を交かんした上で上記議題に入りたいと考えている。日本側としてはむしろオキナワ。ヨミニエケを早くかた付けた上で日米関係につき話合をすすめたがつてているようだ。(了)

一 二

外 務 省

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電 信 写

總 番 号 (T A) 50737
69年11月7日 22時00分
69年11月8日 14時06分

米 国 本 省

主 管
発 着
手 交 代

外 務 大 臣 殿 吉野 大使 (臨時代理大使) 総領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3575号 特 総 至 急
タナカ大使より。

7日フィンは日米会談の重要な事項に関する文書は大統領の決済をえたのでマイヤー大使にて訓令を発した。核に関する部分は私見としては BASIC POSITION に変化はないと思うが上層部により強いラインにかえられたと内報越した。(了)

天 取 等 外 僕 官 務 濟 次 次
臣 官 官 審 長 次 次
審 檢 文 會 委 給
證 人 電 厚 附
國 資 參 諮 企
長 領 事 務
移 交 代 旅 移
長

參 地 中 東 三
長 東 北 二 西
米 貿 參 北 二 保
集 中 南 參 二
參 譲 欧 參 西 東 洋
長 西 東

近 參 諮 近 A
ア 長 次 総 經 國 万
満 錄 國
長 參 資 國 三
經 協 參 政 國 二
國 一 理
參 約 協 規
長 國 參 政 經 科
國 軍 社 專
長 精 參 道 內 外
文 長 二

外 務 省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

主 管
米局長

総番号(TA) 50804
69年11月8日14時00分 米国省
69年11月9日05時30分 発着

外務大臣 次官
吉野 大使 臨時代理大使 洋領事 代理

オキナワ返かん交渉

第3593号 特秘 至急

タナカ大使より、

米側は核の問題につき対案を示すこととなつたが、これに関連する情報御参考までに次のとおり。

国務省フインは最近二、三、詰合いの機会に共同声明日本側案未だに非常事態における E&E INTRODUCTION につき協議することの如き一項を追加することを提案することが考慮されている。ただし、日本側が反対であれば共同声明に入れることは固しつしないと思う。ただしその際口頭了解ですませうるかには疑問がある。また、了解事項の内容は単なる協議より若干強いものを希望していると内証した。大統領決議後のマイヤー大使への訓令内容は不明であるが、前記フインが往電第3574号国会原案の「BASIC POSITION」のはい景であると考えられる。

(3)

(主務課長に連絡済 09:45 時間)

外務省

特

注 意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

主 管
米局長

ア 参地中東
長 北二西
米 参北北保
中 参一二
南 参二
歐 参西東洋
長 西東

近ア 参書近ア
長 次總經國方
經 參貿統二
長 參政技二
國 參政技二
國一理
參協規
長 參政經科
國 參政經科
長 軍社專
參道内外
文 二

訂正報 (特秘)

44.11.10
電信課

9日 来モ来電第3593号(TA)50
804、件名「オキナワ返かん交渉」
の終りから3行目に「往電第35
74号」とあるのを「往電第35
75号」と訂正したい。
(3)

外務省